

土木森林環境委員会会議録

日時 平成26年6月30日(月) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時21分

場所 防災新館 304会議室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 遠藤 浩
委員 白井 成夫 石井 脩徳 清水 武則 久保田 松幸
大柴 邦彦 土橋
亨 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明
森林環境部理事 佐野 克己 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 前沢 喜直
森林環境部技監 江里口 浩二 森林環境部参事 山口 幸久
大気水質保全課長 中込 美彰 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 上島 達史 森林整備課長 島田 欣也
林業振興課長 橘田 博 県有林課長 関岡 真
治山林道課長 田邊 幹雄

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 河西 秀樹
県土整備部次長 佐藤 佳臣 県土整備部技監 野中 均
県土整備部技監 大久保 勝徳 総括技術審査監 中嶋 晴彦
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 清水 豊
技術管理課長 手塚 岳生 道路整備課長 丹澤 彦一
高速道路推進課長 乙守 和人 道路管理課長 三浦 市郎
治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人 都市計画課長 望月 一良
下水道室長 丸山 哲 建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

議題 (付託案件)

- 第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの
- 第110号 契約締結の件
- 第111号 訴えの提起の件
- 第112号 県道の路線の認定及び廃止の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時03分から午前11時51分まで森林環境部関係、休憩をはさみ、午後1時30分から午後3時21分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(水質監視測定調査費について)

遠藤委員 今、パージトラップガスクロマトグラフ質量分析計の購入について御説明いただいたんですが、森林環境部大気水質保全課所管ということですが、そもそもこれはどこに設置してあって、誰が管理をしているのかというところを御説明いただきたい。

中込大気水質保全課長 これにつきましては、県立中央病院の北側にあります、衛生環境研究所に設置しております、環境科学部の職員が管理しております。

大柴委員 今の関連にもなるんですけども、大変高額な備品でありますから、もう少し詳しいところを聞かせてください。こういうものはどういう害があるのか。人に対してとか何か害とかあるんですかね、そういうガスの問題で。

中込大気水質保全課長 分析する揮発性有機化合物というのは水質汚濁防止法等で決まっていますが、健康項目といい、有害物質ということになっております。人体に影響があるため測定するということが規定されておまして、現在調査を行っております。

大柴委員 大分高額なものですから、さまざまな調査とか分析をするようですけども、このような調査は民間に委託できないんですか。

中込大気水質保全課長 民間にも測定する機関はございますけれども、今現在山梨県で行っております測定業務につきましては、延べ約1,700項目ぐらいございまして、これを委託するというのも検討しましたが、結局機器を購入して県でやるほうが低価格でできるという結論に至りまして、今回この補正予算を提案させていただいたということでございます。

大柴委員 県でやったほうが安価だということですけども、見積もりをとって他社といろいろ比べてみたということで了解してよろしいですか。

中込大気水質保全課長 一応メーカーから値段についての提案を参考にいただいて、値段の部分も含めて検討しましたが、委託よりも県でやったほうが低額でできるという判断をいたしました。

大柴委員 わかりました。

遠藤委員 今のやりとりを聞いていて疑問に思ったんですが、壊れてから購入に至るといことで、その間の業務はとまっていると思います。その辺に支障はないのかということと、それからもう1つ、そもそもこれはどのぐらいの使用頻度があるのかということをお伺いします。

中込大気水質保全課長 揮発性の有機化合物の測定につきましては、おおむね常時監視ということでやっており、年に2回の検査が基本でございます。今回この機械が壊れたため、現在測定できないんですけれども、測定計画を今現在見直し・調整をしております。今後補正予算が御承認いただければ、年2回調査できるようにする方向で考えております。

遠藤委員 検査は年に2回ですか。

中込大気水質保全課長 基本的には年2回ということですよ。

桜本委員長 課長、壊れている間はどうしていたかということについてお答えください。

中込大気水質保全課長 いわゆる豊水期と渇水期、夏場と冬場とで検査をやるのですが、この機械が壊れたのが今年の1月ぐらいですが、既に調査を行っているものがございまして、委託で分析を行いました。豊水期、夏場については今後、補正予算が御承認いただければ、速やかに検査をしていきたいということ考えております。

遠藤委員 今、使用頻度が年に2回ということですが、先ほどの大柴委員の話にもある、民間活用できないのかという点もあるかと思えます。立証性というか、正しいことを証明するためには公共の必要性はあると思うんですが、高額なものであるということも考えると、年に2回という頻度からして少し問題が出るのかなと思えます。民間委託も視野に入れながら今後考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

中込大気水質保全課長 少し補足させていただきたいと思えます。公共水域の常時監視が基本的に年2回ということでございます。あとは、公共水域に排水を流す工場等につきましても、いわゆる揮発性有機化合物の監視を行っております。検査をするということもございまして、ですから、公共水域については基本的に年2回ですが、工場についてはその都度検査するということでございます。ただ、今現在壊れて使えませんので、今、時期を調整しているところでございます。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第111号 訴えの提起の件

質疑

- 遠藤委員 訴えの提起をするということで非常に重要な問題だと思うんですけども、この貸し付けの契約がどうなっているのかということと、保証人のことはどうなっているのかお伺いいたします。
- 関岡県有林課長 貸し付けの経緯でございますが、本別荘地は昭和63年に最初、民間企業と賃貸借契約を締結した箇所でございます。その後、平成18年8月に前の会社から、今回請求の相手方となっている会社が権利の譲渡を受けまして、その後はこの会社が所有をしているものでございます。平成21年度分から貸付料の支払いが滞っておりまして、本年6月10日も催告書を送付しているところでございます。
- 保証人につきましては、今、手元に資料がございませんので、確認をいたします。しばらくお時間をいただきたいと思います。
- 桜本委員長 しばらくというのは、この委員会中のことですか。しばらくというところを教えてください。
- 関岡県有林課長 この委員会中にお答えしたいと思います。
- 遠藤委員 長い間別の会社が持っていて、今回支払請求をする方に権利譲渡をされたということですけども、その権利譲渡をするのには、県は関係してないんですか。個人同士のやりとりで済ませることなんですか。
- 関岡県有林課長 委員の御質問にお答えします。権利を譲渡する際には、県の承認が必要となります。
- それから、先ほどの連帯保証人の件ですが、本件に関しましては連帯保証人は設けておりません。
- 遠藤委員 ちょっとしつこく深掘りしますけれども、権利譲渡をするときの審査のようなものは県ではされたんでしょうか。その結果についてはいかがでしょう。
- 関岡県有林課長 権利譲渡に当たっては、その時点で県で審査をしまして、特に問題はないということで権利の譲渡を承認しています。
- 遠藤委員 この会社の業績はちょっとわかりませんが、そもそも支払える能力があると判断できる場所なんですか。
- 関岡県有林課長 現在、この会社の代表者と何度か連絡をとりまして、最近でも6月25日に電話にて御本人と話をしましたが、現在、会社には資産がないということで、支払うことができないというような回答を得ております。
- 遠藤委員 最後の質問にしますけれども、資産がないということで、勝訴に至ったとしても、今後の経緯というか、どのように進展していくのか。先ほど和解の可能性もあるという御説明されましたけれども、どうも今の議論を聞いていると和解はあり得ないような気がいたしますが、今後どのような見通しを持っているのかお伺いいたします。
- 関岡県有林課長 代表者は平成21年度に滞納が発生した時点から、この別荘地についてはほかの方への転売、つまり権利を譲渡して、その譲渡益をもって県への債務の返

済をしたいと申し出ておりました、私どもも今の区画が他の民間企業に御購入いただけたら返済していただけたらと考えて、現在に至ったところでございます。ただ、21年度の債務につきましては8月19日に時効期限を迎えることになるため、今回6月10日に最後の催告通知を行いました。今後は、議会の御承認をいただいた後、催告後6カ月以内が有効期限ということですが、8月19日のほうが早く到来しますので、8月19日までの間に訴訟に係る事務を済ませまして、訴訟の手続を済ませたいと考えてございます。

遠藤委員 訴訟まで行くわけですから、県として厳しい対応をお願い申し上げて終わりたいと思います。

また、気になるのは、他にこのような事例があるのかどうかという点と、それから、こういう裁判に至ったケースでほかに前例があれば、どういうことになっているのか、その辺についてわかる範囲で教えていただければと思います。

関岡県有林課長 清里の森では、全区画825件ございますが、契約済みが810件でございます。そのうち、平成25年度の貸付料の滞納者は20名でございます。ただ、前年度分の支払いが滞っているという方が大半でございます。ほとんどの方は翌年にお支払いをいただいております。その債務は一応470万円ほどございます。現在、訴訟関係で継続している案件は、昨年度提起をし、建物収去をした1件でございます。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(県産材の利用について)

清水委員 県産材の利用のことにつきまして質問をさせていただきます。県では公共建築物の木造化を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を策定いたしまして、各市町村にも同様の方針の策定を指導してきたと言われておりますけれども、各市町村の方針の策定の状況について教えてください。

橘田林業振興課長 県下27市町村のうち、昨年までに25市町村が策定を終了しております。今年度2市村が策定することとなっております。今年度で全ての市町村で策定されることとなっております。

清水委員 全市町村が一応そういう方向になったわけでございますけれども、昨年の公共の建築物の木造化の実績はどのようになっているかお伺いいたします。

橘田林業振興課長 昨年の実績でございますが、県の施設では武田の杜サービスセンター、それから、市町村では南アルプス市内の学校施設や上野原市内の保育施設など5施設が木造で建設されております。

清水委員 今そういった公共の建物を建設しているところでございますけれども、部材の強度や寸法の精度などにおいて高い品質管理が求められていますが、県内で

公共建築物に対応できる加工技術を持つ施設が少ないと言われております。部材の多くは県外で加工されていると聞いておりますけれども、県内における品質の高い製品の生産量を増加させるために、県では今後どのような支援を行っていくか、その辺についてお伺いいたします。

橋田林業振興課長 県では県内の木材加工事業者に対しまして、日本農林規格、いわゆるJASの認定取得を支援するなど、加工技術や品質の向上に向けた指導・助言を行うとともに、木材乾燥施設などの整備に対する助成を行ってまいったところであります。今後もこうした取り組みによりまして、品質の高い製品の生産拡大を図ってまいりたいと考えております。

清水委員 考えてみれば、山梨県は御存じのとおり7割以上が山林ということになりますが、県産材の利用については大いに課題があると思いますから、内容等もいろいろ精査しながら、しっかりと取り組んでいただければありがたいと思っております。答弁は要りません。

(リニア環境影響評価について)

小越委員 リニア環境のことについてお伺いします。4月23日のJR東海が提出した環境影響評価書に対して、県は5月16日に要請を出しております。なぜ要請を出したのか、そして、どうして守屋守森林環境部長の名前で出しているのか、知事の名前でないのはどうしてか、まずお伺いします。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 まず1点目、なぜ要請をしたのかということでございますけれども、それは準備書から評価書については、なお景観あるいは騒音の予測地点の追加など、準備書段階で出した知事意見が十分に反映されていなかったからでございます。また、部長名で出した点でございますけれども、既に準備書のところで知事意見は知事名で出しておりますので、部長名でお出ししたところでございます。

小越委員 部長名ですけれども、知事と同等の扱いだというふうに理解いたします。それで、6月5日に国土交通大臣宛てに環境省が意見書を出しました。これについて知事は沿線自治体に配慮をしてと評価しておりますが、どういうところが評価され、また評価されない点はあるのでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 環境大臣の意見書でございますけれども、随所に沿線自治体の意見を聞くように、あるいは調整をするように、ということがございまして、知事意見に対する事業者側の対応は、この意見を踏まえながらこれから開始されるということで、そういったところが評価されるところです。

小越委員 評価されない点、こういうところが不満だとか不備だとかいうところはないんでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 環境大臣の意見は、特に大臣御自身が地方の意見をお聞きくださった中で出していただいたんじゃないかと、評価しています。

小越委員 5月16日に再度要請した点が6月5日の環境省の意見書に若干入っている、

そういう見解かと思うんですけれども、果たしてそうなのかという気がいたします。水量の変化とか、本事業が及ぼす影響可能性ということが書いてあるんですけれども、水のことについては、市町村から上がってきた環境影響評価に対する意見の中で非常に心配の声が上がっております。実験線の段階で既に水が枯渇したり、また逆に水が違うところで噴き出しているとかいうことがありますけれども、それについて恒久的な対策をとるとありますけれども、実験線についてはそのような対策がしっかりとられたというふうに理解しているのでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 リニア実験線の評価については、アセスの対象外でございますので、お答えをいたしかねます。

小越委員 わかりました。そうしましても、実験線の段階から、水の問題がたくさん出ている中で、それが今回の環境影響評価、国への意見の中にも十分反映されているとは私は思えないんです。そのことが心配であります。

そして、土砂の問題につきましても、国の関係意見聴取書面にもありますけれども、この中に大学の先生のほうから非常に心配な御意見が出ております。トンネルに流出した地下水を河川や沢に排出する場合、その水質にも注意が必要だと。自然由来の重金属等が含まれていて、地上に出て問題になることがある。トンネル採掘による発生土についても同様ということで、そのようなことがこの国の意見書の中に大学の先生からの意見聴取ということで付されております。これは既に実験線、それから、南アルプス貫通のトンネルの水や土砂の発生土のことを心配されていると思うんですけれども、こういう点についてはいかがお考えなんでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 環境大臣の意見書の中に、関係委員からの意見聴取ということで、発生土についても、あるいは水資源のところについて、関係団体との十分な協議、あるいは情報伝達について書かれておるところでございます。今後まだ影響評価書が補正されますので、補正でどのぐらいまで書き込まれて具体的にどうなるのかというところは注目していかなければいけないと思います。

小越委員 今、注目しているというお話がありましたけれども、国土交通大臣に提出される意見の中に書かれていなかった場合については、山梨県からも再度要請したり、書き込むべきだということを要請するという理解でよろしいでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 いずれにしても環境大臣の意見でございますから、どういうものが出てくるのかということはきちんと見ておかないといけないと思います。

小越委員 といいまして、今既に心配になっているのが南アルプスのエコパークの問題です。新聞紙上にも、エコパークの登録を受けた中で、リニアが通ることによって環境にどのような影響があるのか非常に心配な声が上がっております。それについて、今注目されているのであれば、この南アルプスのエコパークのことも含めてどのようなことが心配されるのか、お考えがありましたら、ぜひ述べていただきたいんです。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 リニアと南アルプスのエコパークの関係で

すが、トンネル採掘がございますので、発生土等あるいは水の問題等があるうかと考えています。いずれにしても環境大臣の意見にもございますとおり、エコパークについては特に地元の自治体と協議する必要がございますので、そこは今後ともJRにきちっとやっていただくような形で進めさせていただくということで考えています。

小越委員 しっかり進めていただくとなりますと、関係自治体は、市町村、県も含め、これからどのような協議の場を持っていくのか、そして、それが実現されなかった場合には待ったをかけるということも県は考えているのでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 今の段階ではそこまでは考えておりません。

小越委員 わかりました。私はこのリニアの問題、環境影響評価の問題について、県はもっと真剣に考えるべきだと思っています。とりわけ、守屋守部長名で出されたこの要請書には、水の問題、それから、発生土の問題について非常に心配なことが書かれております。国会の審議の中でも、発生残土は5,680万立米あり、そのうち22%しか残土の置き場が決まっていないと聞いております。先ほども述べましたように、意見聴取の中でも水やトンネル残土のことが非常に心配されている中、南アルプスのエコパークのことも含めて、問題があるときには環境の面からもストップをかけるという、そのような要請をお願いしたいと思えます。

(森林伐採によるメガソーラーの建設について)

もう1点、次の問題に行きます。森林伐採によるメガソーラーの建設についてです。現在、県内の林地開発によるメガソーラーの建設は、何件許可があり、そして、何件建設されているのか、状況をまずお伺いします。

島田森林整備課長 現在、森林法に基づく林地開発の許可を受けて建設されている太陽光発電施設は、平成26年現在で11件でございます。それから、現在審査中のものは3件あります。

小越委員 林地開発は1ヘクタール超の場合、県に届け出る義務がありますが、1ヘクタール以下の場合はないということになりますと、1ヘクタール以下のものも含めるとどの程度あるかというのは把握されているのでしょうか。

島田森林整備課長 今の御質問のとおり、1ヘクタール超になりますと林地開発は許可制度になりますけれども、1ヘクタール以下につきましては特にこちらで承知する手段はございません。ただ、森林の伐採につきましては別に伐採届というのがあります。

小越委員 この問題について、甲府市にもあるんですけれども、特に北杜市で非常に大きな計画がなされております。林、森を伐採してメガソーラーを建設することによっていろいろな御意見が出されているかと思うんですけれども、太陽光発電推進、再生可能エネルギーはそれ自体の普及には賛同するけれども、中には、森林を伐採して、土砂の流出、それから、景観の問題、そして、先ほどの1ヘクタール以下の場合、モザイク状にいろいろどんどんつくられてしまうかもしれない。北杜市大泉町では問題を抱えているとお伺いしております。1ヘクタール超、それから、1ヘクタール以下も含めて、県に対してこのような林地

開発に伴う太陽光発電で、トラブルや苦情がどのくらい上がってきているんでしょうか。

島田森林整備課長 先ほどお答えしたとおり、1ヘクタール以下のものにつきましては林地開発の許可が必要ございませんので、特にこちらに申請は上がってきませんけれども、林野庁からの指導文書等がありまして、同じ流域に近接して、例えば9,000平米が2つあるといった状況につきましては、事業者とか、同じ企業体、受益の対象などを調べまして、離れていても一体として申請するようという指導をしている案件もございます。

それから、土砂とか景観の問題ですが、これは1ヘクタール超につきましては、森林法に基づく許可に当たっての基準が定められております。水害の防止、土砂災害の防止、その他4項目ほど、審査の要件、審査基準等が決まっておりますので、そういったものをしっかり確認することによりまして、危険がないような形で許可をしております。

1ヘクタール以下のものが幾つもできたということもございますけれども、市町村の事務になります。森林法に関しましては、林地開発とともに伐採の目的を付して木を切るという伐採届があります。届け出書では、林地が保全されるかどうか、そういったところまで伐採の目的の中で書くようになっていまして、指導や勧告ができるような形になっております。

小越委員

先ほど指導していくということでしたけれども、現に1ヘクタールを超えない場合で隣接しているところで、幾つも同じように開発が進んでいるということもありますので、実態を見て、事実上同じ会社で、合計すると1ヘクタールを超えるようなところはぜひ指導していただきたいし、調査してつかんでいただきたいと思います。土砂災害警戒区域の近くにあるというものも聞いております。そういうところは、そこがたまたま土砂災害の地域でなかったとしても、隣が土砂災害警戒区域になっているとなれば、土砂の流出の危険もあります。このような大雨が降るときですから、斜面を流れて土砂が流出するという状況も心配でありますので、ぜひそこは県としてもつかんでいただきたいと思っております。

そして、そもそも1ヘクタールというのはどうして1ヘクタールなのか。そして、2月議会で可決されました自然環境保全条例で、世界遺産の保全地域のところには太陽光パネル1万平米、1ヘクタールを超える場合は次の措置を講ずるということで義務届がありますけれども、1ヘクタールという基準はなぜ1ヘクタールなんですか。何か根拠があるんでしょうか。

島田森林整備課長 森林法の届け出基準の1ヘクタールというのは、国の政令で決まっております。なぜ1ヘクタールかというのは、コンメンタルなどを見ますと、森林法のこの許可の規定は昭和49年にできましたが、それ以前の昭和45年から、国が開発事例と、その開発したところで土砂の崩落、水の流出などがどのくらいあるかという調査を全国で行い、1ヘクタールを境にそれ以上と未満とでそれらの発生度合いがかなり違うということがわかったため、これらを勘案しまして、1ヘクタールという基準を設けております。

小越委員

昭和45年のときと今では、気候状況がかなり変わっていると思います。きのうも東京都内はかなり豪雨が降りまして、山梨県内でも大雪でパネルが壊れたということも聞いておりますけれども、1ヘクタールというところにこだわる必要があるのかどうかと思っております。

それと、1ヘクタール以下のところだと手がつけられない中では、モザイク状にパネルがどんどん置かれていくのが景観上よいのか、それから、土砂の問題、林地の問題でいいのかということです。例えば湯布院の由布市では5,000平米、佐久市では500平米のところに基準を設けて、届け出を義務づけています。山梨県においてもこのような規制を検討するべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

島田森林整備課長 なぜ1ヘクタールにこだわるのかということですが、これは国の基準で決められておりますので、本県独自でこの面積の要件を変えるということは科学的根拠等をかなり立証しなければできません。

それから、2つ目の、1ヘクタール以下のものがモザイク状にできているということですが、昨年度ぐらいから太陽光発電施設が多くなってきましたので、伐採届を受理する市町村に説明会等を開催しまして、伐採届を受理する際には、森林の公益的機能の低下のないような形で、その後の保全措置等について確認の上に伐採届を受理するようにと、目的が太陽光発電の場合でも、そういったところもしっかり見るようにと、助言をしております。

小越委員 最後に。隣の佐久市では500平米なんですよ。八ヶ岳、北杜市では斜面で日照時間1位というところもありますけれども、太陽光発電施設が非常にふえてきております。その中で適用範囲を世界遺産だけに限らず、国立公園、自然公園含めてやるということと、1万平米、1ヘクタールにこだわらず、5,000、500というように状況に合わせて条例、規則を変えていくようにすべきだと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

(林業公社改革プランについて)

土橋委員 林業公社改革について伺います。県で平成23年12月に作成した林業公社改革プランに基づいて、分収割合の見直しや契約期間の延長等について土地所有者との協議を進めているところでありますが、この改革プランでは、公社の債務処理に当たり、第三セクター等改革推進債、いわゆる三セク債の活用を検討していたものの、起債の期限が平成25年までということであって、県が損失補償をしている日本政策金融公庫等への債務については、県が承継せざるを得ない状況であると思っています。

こういった中、本年4月、抜本的改革に着手している地方公共団体について平成28年度まで三セク債の起債を可能にする経過措置が国により講じられたと聞いております。本県では改革プランにより平成28年度の公社の廃止を目的に公社改革に取り組んでいる中で、県民負担の軽減につながる三セク債は積極的に活用していくべきと考えますが、今回講じられた国の経過措置にどのように対応しているのか質問させていただきます。

島田森林整備課長 ただいまの委員の御指摘のとおり、山梨県で改革プランを策定したときには、平成25年までが発行の期限で三セク債が使えなかったものですから、その後、国に対して、延長について要望してまいりました。この3月に地方交付税法等の一部を改正する法律が可決されまして、三セク債の発行期限が平成28年度まで延長されました。そもそも改革プランでは、制度がないから使えないとしていたところ、これが使えるようになりまして、改革プランの中でも、改革の計画が終わる平成28年度において、その時の制度を踏まえて債務処理を行うこととしておりますので、現在、総務省と、この三セク債の活用について協議を始めているところであります。

土橋委員 三セク債は、第三セクター等の抜本的な改革を先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むために制度化されたものでありますが、具体的にはどのような手続が必要なのか、三セク債の時期や公社廃止に向けた三セク債の活用手法についてどのように考えているのか、その辺のところを教えてください。

島田森林整備課長 三セク債は公社の改革期間が終了します平成28年度に発行する形になります。平成28年度になりまして、県は最終年度に日本政策金融公庫等の金融機関との損失補償契約を履行するという事で公庫等との協議を始めまして、損失補償にかかる経費、今現在公社は、70億ほど公庫等に対する債務がありますけれども、どのように損失補償するかと、その額を確定した上で、林業公社は清算計画を策定いたします。それで、清算計画におきまして県が立てかえて一括で支払うと、三セク債の額が確定しますので、議会に対しましては、起債の許可と、それから、その他の予算案について平成28年度に御審議いただくこととなります。

それから、平成28年度ということですので、廃止に当たりましては、他県の状況を見てみますと、私的整理をした団体、それから、民事再生をして廃止した団体等さまざまですので、平成28年度までにどのような形で林業公社が三セク債を使うために清算をしていくかといったことも検討しながら三セク債活用の手法を研究してまいりたいと考えております。

土橋委員 三セク債を活用した場合、県民負担が軽減されるはずなんですけれども、現在の改革プランと比較して、県の負担はどのくらい軽減されていくのかを教えてください。

島田森林整備課長 三セク債は基本的に償還期限が10年間とされております。一方、現在日本政策金融公庫からの借入金の約定期間は今後39年間ありますので、将来利息負担分で大分軽減されるということが予想されます。ただ、実際の起債が先ほど申しましたとおり平成28年度になりますので、そのときの金利とか、それから、先ほど説明しました改革の手法を、私的に整理するのか、あるいは民事再生にするのか、他県の動向を検討しまして決めていきます。その中でかかる経費とか損失補償の額も変わってきます。現段階では相手方でありませぬ日本政策金融公庫等との協議をしておりませぬので、現段階で幾ら軽減されるかといったことはまだ明らかにできないものでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

土橋委員 平成23年ですよね、この林業公社改革プランをつくっていたときに、私はこの委員会にいまして、そんな話をいっぱいしながら進めてきました。今になって、この25年というのがもともと無理な段階だったというのは承知しているんですけれども、そうは言っても、今の段階で、この三セク債を使ったら、どのくらい県民の負担が軽減されるのかというのを教えてもらいたい。はっきりわからないということだけど、はっきりわからないままやるんじゃなくて、そうは言ってもこのくらいは軽減されるはずですか、何か読みはあるんですか。

島田森林整備課長 現段階では金額は明らかにできませんが、委員がおっしゃるとおり、平成23年に改革プランをつくりましたときには、参考資料の中で平成23年度

末に公社を廃止して、しかも三セク債を活用して公社を廃止した場合の試算をしております。それによりますと、金利負担が13億円軽減するということが、これはインターネット等で改革プランとあわせて公表している資料にも書いてあります。ただ、これはあくまでも平成23年度末の時点での借入金残高に対するそのときの利率でやっておりますので、当然それから5年たった後でもう一度計算をしまして、そのときの金利調整等もやっていると、数字は当然変わっていくものと考えております。何度も申しわけないですけども、今の段階で幾らということでは申し上げられないので御了解いただきたいと思います。

土橋委員 最後にもう一度。三セク債を活用することによって軽減される率は当初よりもよくなっていて、損するかもしれないほうへ進んでいるということではないですよ。さらにそれだけ教えてください。

島田森林整備課長 日本政策金融公庫の借り入れの利率が1.0～3.5%で、平成23年度末のときの公募債の利率が1.5%ですので、その差分が軽減される。昨年の山梨県債の利率も1%を割っておりますので、今の金利情勢でいけば、間違いなくその分につきましては軽減できるということは言えると思います。

(汚染木くずの問題について)

久保田委員 県内で発見されました汚染木くずについて伺いたいと思います。今年3月に富士河口湖町で放射性のセシウムに汚染された木くずが見つかり、その後、笛吹市境川町でも汚染された木くずが見つかったということであり、富士河口湖の汚染木くずの撤去はされたのかということと、また、笛吹市の境川町の汚染木くずは既に撤去されたのかということですが、業者から搬入の経過の報告があったのか、その2点を伺います。

笹本環境整備課長 県内で見つかった放射能汚染についてですけども、まず富士河口湖町の木くずが撤去されたかということですが、残念ながら、まだ撤去されておられません。富士河口湖町の木くずにつきましては、土地管理者のところへ堆肥のサンプルとして運ばれてきたところでして、県としては、運んできた排出者に処理責任があるということで、まず排出者を特定して撤去を求めるとことで調査を進めております。ただ、まだ排出者が特定されておられません、撤去が済んでおりません。引き続き、土地管理者からの情報を得ておりますので、その情報をもとに調査を進めてまいります。

もう一つ、笛吹市境川町のケースですけども、こちらについては、委員おっしゃるとおり、撤去のほうは済んでおります。こちらについては土地管理者へ、廃棄物の可能性もあるということで、廃棄物処理法第18条の規定に基づきまして、搬入の経緯について報告を求めています。代理人の弁護士を通じて報告を求めています、まだ報告をいただいております。こちらについては、報告拒否という罰則もあり、罰金が30万円ということになっております。粘り強く報告を求めていくんですが、最終的に報告がいただけないということであれば、報告拒否として告発することもありますので、その点については県警のほうと相談して対応しているという状況です。

久保田委員 いずれにしても県民の健康にかかわることですから、早急に対応してほしいと思います。各市町村では、風評被害になるかということで騒ぎにしたくないというのが本音じゃないかなと思いますので、この質問はこれで終わります。

(南アルプスエコパークについて)

次に、南アルプスエコパークについてです。小越委員が言いましたけれども、全体の環境保全について伺います。登録前に南アルプスの職員から、県へいろいろな修正の手続をお聞きする際、これはみどり自然課へ行け、これは観光部へ行けとたらい回しになったと相談されましたが、部長さんに相談したところ、対処してくださり、おかげさまでエコパークが登録されました。

そこで、確認の意味で、南アルプスユネスコエコパークに登録されましたが、県として自然環境の保護などの保全対策に取り組んでいく考えはあるのかどうか聞きたいと思います。

上島みどり自然課長 南アルプスの自然環境の保全に向けては、希少な野生動植物の保護やシカの食害対策、自然公園や自然環境保全地区内の行為の規制などに取り組んでいるところでございます。今回のエコパーク登録によりまして、国際的にも認められた南アルプスの自然的な価値を念頭に置きながら、今後も引き続いてこうした対策にしっかりと取り組みまして、南アルプスの貴重な自然環境の保全に努めていきたいと考えております。

久保田委員 また次に、南アルプスエコパークは広い地域にわたっており、保全など対策を進めていくには地元自治体や隣接県との連携が必要と思いますが、それに対してどのように考えているかお伺いします。

上島みどり自然課長 南アルプスのエコパーク登録に向けましては、関係市町村で構成される南アルプス世界自然遺産登録推進協議会が世界自然遺産登録へのステップとして取り組んできたところでございまして、今回の登録後もすぐれた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組んでいくこととしております。県といたしましては、長野、静岡両県とともにオブザーバーとしてこの協議会に参加するとともに、南アルプス国立公園自然環境保全連絡協議会や南アルプス高山植物等保全対策連絡会などの構成員といたしまして、国や隣接県、関係市町村と広域的な連携を図る中で、今後も自然の恩恵を生かした魅力ある地域づくりを行う取り組みに対しまして支援していききたいと考えております。

久保田委員 今回の南アルプスのユネスコエコパーク登録は富士山の世界文化遺産登録に続く快挙のものだと思っています。富士山は県として保全対策を講じていくこととっておりますけれども、ぜひ南アルプスのエコパークについても積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

(山梨県の林業総生産について)

白井委員 山梨県の森林関係の今現在の予算の総額はどのくらいですか。環境を除いて。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 森林環境部の予算でございますけれども、平成26年度当初予算181億9,272万円余でございます。

白井委員 私、今、環境除いてって言わなかったか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 申しわけございません。ちょっとお待ちください。概算で申しわけないんですけれども、衛生環境関係が53億ございますので、約127億余であります。

臼井委員 そのうち、林道予算は？

田邊治山林道課長 林道予算は約5.1億でございます。

臼井委員 今、山梨県の林業総生産はどのくらいになる？

橋田林業振興課長 林業生産額ですけれども、平成24年度の数字ですが、16億4,000万円となっております。以上です。

臼井委員 その内訳を言ってくれ。

橋田林業振興課長 木材生産でいきますと13億3,000万円余となっております。

臼井委員 林業総生産の内訳を言ってくれと言ったんだぞ。

桜本委員長 お手元に、課長、資料はございますか。

橋田林業振興課長 はい、ございます。しばらくお待ちください。

田邊治山林道課長 先ほど臼井委員に林道予算につきまして御質問を受けました。5.1億と回答しましたが、治山費が5.1億で、林道費は3.6億でございます。修正させていただきます。

臼井委員 そこで、手元にある資料でいいよ。例えばここ数年間の林道費の推移を教えてください。

田邊治山林道課長 林道費の推移でございますけれども、平成24年当初が2.5億、25年2月補正が1.9億、平成25年当初が2.4億です。

臼井委員 私、ここ数年間と言わなかったか。今、君言ったのは2年間くらいだろう？例えば林道費というのは、さっき5.0何億と言ったけれども、林道費が5.0何億というふうなときも過去はあったよ。ちょっとここ数年間の林道費の推移を言ってごらん。さっきの5.1億というやつ、何を訂正したのかよく聞こえなかったけど、教えてくれ。

田邊治山林道課長 先ほど申し上げました5.1億は、平成26年度の治山費の事業費でございます。現在、手元にあるのは平成24年からの林道費の内訳しかございません。後日提示させていただきたいと考えております。

臼井委員 24年から今日まで幾らか。24年から今日まで、もう1回。

桜本委員長 もう一度さっきの答弁繰り返してもらえますか。

田邊治山林道課長 はい。平成24年からの林道費の推移を説明させていただきます。平成24年当初が2.5億でございます。平成25年2月の補正が1.9億、平成25年当初が2.4億でございます。今年度平成26年度の当初が3.6億でございます。以上でございます。

臼井委員 25年の何月が幾らで、当初が幾らだとか言っているけれども、25年というのは過年度でしょう。トータルで言えないの、課長には。25年度はトータルで幾らか。25年度というのは過年度だぞ、既に。

田邊治山林道課長 25年度の林道費のトータルでございますけれども、44億でございます。

臼井委員 さっきの林業生産16億の内訳、まだわからないの？

橘田林業振興課長 特用林産物の生産でいきますと、24年度の数字ですが、生しいたけが1億5,800万円、干しいたけが1,200万円、ひらたけが3,300万円、なめこが1,400万円等となっております。

臼井委員 トータル。

桜本委員長 電算機はないのかな。

橘田林業振興課長 トータルが4億7,100万円となっております。

(「あれ？ 16億超えちゃう」の声あり)

橘田林業振興課長 それで、木材生産と合わせまして、林業生産額ですが、すみません、18億100万円となっております。申しわけございません。

桜本委員長 じゃ、最初のを訂正ということですね。

橘田林業振興課長 はい、訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。

臼井委員 林道をつくるのは何のためにつくるのか教えてください。

田邊治山林道課長 林道は、林業の経営、それから、森林の持つ多様な機能を発揮させて、活力ある森林に造成していくための基本的な基盤整備であります。その他、山村振興とか観光の振興にも大きな役割を果たしておりますので、そういったことを踏まえて整備をしております。

臼井委員 環境を除いた森林関係の職員総数は？

桜本委員長 大事なところですので、落ちついて、訂正がないようにお願いします。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 すみません、時間かかって申しわけございません。森林環境部の林業職の関係は182名でございます。

臼井委員 部長、林業の総生産を聞いても間違う。林道予算を聞いても明確に言えない。あるいは、「森林関係の職員数は？」と言ったら、「百何十人です」あるいは「森林環境全体があれば、環境除いたら百何十人です」、こんなこと誰だって直ちに資料見なくても答えられなかったら、日々仕事に励んでいるということ言えないよ。

守屋森林環境部長 今、臼井委員の御指摘のとおり、私どもそういうところの真剣さというか、

仕事に対する真剣さが足りないところもあると考えています。大変申しわけございませんでした。

白井委員

私は何でこんなこと聞くかという、費用対効果を聞きたいの。例えば林道をつくるというのは、木材の、何ていうのかな、間伐材を下げてくるとか、あるいは林産物の、例えば先ほど言ったように特用林産はたったの4億ぐらいだそうだけでも、ともかく百何十億という、それはいわゆる林業予算というのは治山、治水、いろいろあることは百もわかっています。けれども、これだけの職員を抱えて、これだけの予算を使って、山梨県の林業総生産が何と十数億しかないということに何としても私は納得がいけないわけ、はっきり言って。

80%近く、78%ぐらいが山だと言われている。この山の活用なくして、この山の、これ、経済的にだよ、山が生む経済効果というものをなくして、ただ自然環境が素晴らしいですとか、あるいは山は国土保全に絶対これは不可欠なものです、そんなことは誰でも言われなくてもわかる。そうじゃなくて、山梨のこの豊かな山を活用してどんなふうに経済効果を求めていくか、これは日々百何十人の職員はそのことを真剣に考えなきゃいかんわけだ。

林道、登山する人のためにつくっているんじゃないんだよ、はっきり言うけれども。さっき治山林道課長は登山する人のためみたいなことまで言っとったけれども、それは登山する人が林道を利用することはあるかもしれんけれども、そのために林道つくっているんじゃないんだ。林道というのは、少なくとも森林をどんなふうに生かしていくか、森林をどんなふうに経済的な効果を追求していくか、それも林道の大きな価値だと私は思います。使命だと思えます。登山家のために林道つくっているわけじゃない。登山道はもっと別にいっぱいあります、はっきり言うけれども。

こんなことは私が10年ももっと前にも当時の林務部に対しても言った。「そのとおりです。もっともっと林業生産上げなきゃいけません」、口では言うんだよ。口では言うんだけど、実際、相変わらずほとんどと言って過言でないぐらい、林業総生産は数字を今聞く限り上がっていない。何が原因ですか、これは。

長江林務長

先ほど基礎的な数字すら出てこないということで大変失礼いたしました。部長に重ねておわび申し上げたいと思います。

白井委員からの、林業生産を上げていくためにこれまでも取り組むと言ってきたけれども、なかなか結果が出てこないということについての御指摘でございます。これまでも産業として成り立たせていくためにということできざまな取り組みをしてきたわけですが、やはり林業は超長期にわたるといふこともありまして、なかなかこれまでのところは資本投下が先に立って結果が出てこないということがきていたかと思えます。路網整備も進めていけば、確実に林業の作業は効率化するという効果を生むわけですが、そこが実を結ぶところまで至っていないというところでございます。

今、資源がこれから主伐期を迎えるというところでございますので、従前にも増して、意を配して業としてやっていけるように努力が必要な局面に来ているかと思っておりますので、心して対応してまいりたいと思います。

白井委員

今の林務長の答弁ですけれども、林業の歴史、何十年あるいは何百年あるんですよ。まだまだ林業生産を上げていくには時間がかかると私は思わない、はっきり言って。もちろん約80%ある山梨県の山、これはもう県土保全のために当然、治水治山、いろいろ必要でしょう。そんなことは、もう何度も言うけ

れどもよくわかるんだけど、何とか例えば木材の生産量聞いてみても、生産額聞いてみても、いまだほとんど変わらない。あるいは、林業で特用林産を聞いてみてもほとんど変わっていない。

そういうことを担当しているセクションが何カ所があるはずですよ。じゃ、何しているのと。数字があまりにも上がらない。じゃ、何のために特用林産の係があるのと。あるいは、木材生産なり間伐なり、私は林業のこと専門家じゃないけれども、とてもあなた方からすればあまりにも浅はかな質問のように聞こえるかしらんけれども、ともかく我々が、素人が客観的に見て、百何十名の職員を擁して、百何十億の金を毎年毎年投資して、何十億の林道つくって、林業総生産はいまだ遅々として上がっていない。こういうことに対して矛盾を感じたり、何か工夫やいろいろなことがなされなきゃ私、おかしいと思うんだよ、はっきり言って。県庁にはいろいろな部署があるけれども、ほかのセクションに比べても決していわゆる林務というところは職員数が少ないとは思わない。

きょうはついでに聞きたいよ。10年間の林務部の職員の数、わからんだろう、課長。わかるか、すぐ。わかったら答えてちょうだい。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 森林環境部の職員数でございますけれども、途中で合併というか、環境部と一緒にあったりしておりますけれども、ポイントポイントで申し上げれば.....。

臼井委員 環境部のことは聞いてないって、君。何度も言っているように。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 申しわけございません。そうしますと、全体ではわかりますけれども、個別には申しわけございません。

臼井委員 緊張感という言葉、よくありますよ。緊張感を持って仕事に励んでいますとか、励ましましょうとか、励まなきゃいかんとか、おそらくそういうことは県庁全体でいつも使われている言葉だと私は思うけれども、そういうものを緊張感と言うんじゃないの？ 私ども、県庁全体の職員数わかりますよ。10年前このぐらいで、今現このぐらいだということ、大体インプットされていますよ。当たり前なことだ、県会議員何十年もやっています。

私は本当に、皆さんがふだん言っているように、職務に精励するとか何とかで言っているけれども、精励した答えというのはやっぱり林業総生産にもあらわれてこなきゃいけない。そして、僕がいつか言ったことあるんだよ。これだけ毎年毎年50億も60億もかけて林道つくっているけれども、この林道は何に生かされているのかと。林業総生産に林道というのは生かされているんじゃないのかと私みたいな素人はそう思わざるを得ない。

治山治水に林道ってどのぐらい関係あるの？ 林務長よくわかっているんだろうけれども、私は専門家じゃないからよくわからんけども、ともかく林業総生産に林道というのは極めて近い。言葉ちょっとよくわかりませんが、林道をつくるごとに、林道が拡充するごとに林業生産というのは上がっていったり前じゃないかなと私は思うの、はっきり言うけれども。

そういう意味で、これはもうこれ以上質問をするのもまるであなた方の揚げ足取りをしているみたいに思われるのも嫌だし、質問するのも本当は控えたいぐらいだけれども、もうちょっと。例えば福島県の山が原発で汚染されたと。しいたけのために今まで福島県の木材を使っていたけれども、それが使えなくなったとかいう話も聞いているんです、どのぐらいの実態か知りませんけども

ね。そういうことを質問したって、おそらくわからんでしょう。そういうふうなことで、しいたけの原木というのは福島のものが極めてすぐれていて、山梨のものはだめなんですかと。それだけ私の発言が終わったら聞かせていただきたい。福島が山梨で活用できないためにしいたけ業者は損害を現在受けていると。東電はそれを訴えても答えないという話も聞いているんです。その点どうですか、誰か。林務長わかれば林務長でもいいし、わかる人。

橘田林業振興課長 しいたけ原木の問題でございますが、現在、県内にございます食品メーカーが東電のほうに補償ということで申請をしておるわけですが、東電のほうではなかなか答えてくれないということがございまして、原発の問題の紛争を解決するセンターのほうに、今、きのこ種菌協会を通じて申し立てを行っているという聞いております。

臼井委員 今、私は、しいたけ、そういったものの生産をするのに、福島と山梨の原木ではそんなに品質的に違うんですかと尋ねても、それも答えない。尋ねていることが、こんなにでかい声で言っても聞こえないの？ 東電に訴えているけれども、東電が答えません、私が答え先に言ってあげたんだよ。君は同じことをただオウム返しのごとく言ったにすぎないよ。原木の質も私は聞いているんだよ。福島と山梨じゃどこが違うのと。何で福島と山梨はだめなのって、全然答えてないじゃないの。

桜本委員長 申し上げます。先ほどの10年前の職員の数というのは誰か調べていますか。この答弁の後に誰か答えてください。それだけ大勢いれば誰か調べているでしょう。質問そのままというわけにいかないでしょう、次長。

臼井委員 私、もう質問しない、これ以上。林務部の職員の知識として、福島と山梨の原木にどこに違いがあるのと。こんなことは君、書類に出ている問題じゃないでしょう。知識でしょう、林務部の職員の。そうじゃないの？ 書類にどこか書いてあるの、そんなことが。

橘田林業振興課長 山梨の原木と福島と原木の違いということでございますが、福島と山梨の原木につきましては比較的傾斜が緩やかなところで生育しているということで、山梨の場合は比較的傾斜が急峻だということもございまして年輪が詰まっているということがございまして、福島と山梨のほう年輪の幅が広いということがあって、福島と山梨の原木も好まれているということは聞いてございます。以上です。

臼井委員 私は、どのようにしたら山梨県の林業生産を向上させていくことができるかということは、これは森林担当の人たちのテーマだと思うんだね。私どもは山梨県の治山治水をしっかりと、県土保全を何がゆえにもこのことに集中してやっているんです、それ以外仕事しませんというんじゃないんですよ、そう答えてくれれば。しかし、くどいようだけど、8割ある山梨県の山を活用した経済のいわゆる効果を真剣に考えていくということは、これはもうあなたたちに与えられた義務ではないかと、私はそう思うんです。しかし、いまだそのことが残念ながら数字的にはあんまり伸長してない。いや、しかし、こういう手を打って、こんな努力をして、あと3年のうちには、5年のうちにはこうだという、それがあつたらそれも答えてもらいたいけれども、ともかく質問するのも何かしがないのかな、残念でならないんだけど。

今、委員長が言ったように、当然ですよ。そんなごときすぐわかることだ。

私は費用対効果と言っているのは、職員数の問題、予算の問題、いろいろなことを勘案して、費用対効果というものはどのぐらい林政というか、林務部というか、そういうところではふだん経済効果というものを……。山梨県の知事が一生懸命、山梨県を悠久に将来とも発展させなきゃいかんと。その意味でこれはもう何を言ったって経済を伸長させる以外ない。経済を豊かにする以外ない。

これはもう全てのセクションがそういうことを考えながら仕事していると私は思っているわけ。しかし、あなたたちのセクションだけは治外法権か何かでそういうことはあんまり念頭にないというんじゃ、そう責任者から答えてもらえば、そう思う以外ないし、それで納得するしないは別なんだけれども。ともかくもうちょっと、百何十人といったら、山梨県庁では、県土整備とか、あるいは農政とか、そういうところに比べてもそんなに少ない数だと思わない。他のセクション、何十人なんていう部局もあるはずだし、そういうことで、ともかくもうちょっと。

私も久しぶりに森林関係の委員会になったから、久しぶりに聞いてみようかなと思ってこんなふうな質問をしているんだけど、これ、別に生意気に偉そうなこと言うわけでも何でもなし。もうちょっとやっぱり、80%の森林をどんなふうにしなすか山梨県の経済の進展のために、山梨県の豊かさの追求のために生かしていくのかなと。中には県産材、最近大変利用されてますなんて言う人もいます。だけど、話聞いてみれば、木材、過去に比べてそんなにアップしてないよ。アップするというのは2割3割アップしなきゃアップしたにならないけれども、やっぱり外材にやられているのかなと。あるいはそれ以外のいろいろな事情があるのか私は知りませんが。

そういう意味で、私の質問はもう、以上で終わりますけれども、総括してどなたか答えを、林務長でもいただくんじゃそれは十分伺うけれども、ぜひ本当に林務部というところが、この8割の森林をどんなふうにしなすか、どんなふうにしなすか山梨の経済を向上させるかということをもっと真剣にそれぞれのセクションで考えるべきだと私は強く要求しておきます。以上。

長江林務長

本日は臼井委員のほうから林務として産業という点で本当にしっかりしろという活を入れられたと思ってございます。山の広域的機能を果たしていく治山であったり、あるいは県有林を管理していくというのもベーシックな大事な仕事でございますが、それはできて当然という部分だと思ってございます。政策努力としてどうしていくという部分が、これからは産業としてどうするんだということに十分力を入れなければならないと思ってございます。

平成23年度、国の森林林業基本計画が改定されました。その考え方を踏まえて、やまなし森林・林業再生ビジョンをつくってございます。これは副題がまさしく、育てるから活用へ。言いかえれば、きょうの御質問と同じでございます。資本投下の時代から、使っていく、果実を受け取る時代に入っていくんだということでございます。ずるずる100年でやるのか。違います。10年ということでございます。例えば素材生産量、丸太の生産量を10年間で1.8倍にしていく。国の基本計画も約2倍でございますので、やはり全く臼井委員御指摘のような方向で国も頑張る、各地方も頑張る。その中で山梨も、いろいろ条件厳しいところはあるけれども、あるいはこれまで努力が功を奏さなかった部分もあるかもしれないが、今後は頑張っていくんだということなのかと思っております。

ただ、これまで全国の中でも非常に地形が急峻、地質が脆弱だということで、いわゆる治山への努力とかいうものもございましたし、これまで職員の体制としてもふなれだということはあるけれども、あるいはこれはあつたかもしれません。いわゆる林業県と比べ

ればというところがございます。そういうところは謙虚な気持ちでさらに研さんを積んで、フロントランナーとは言いませんけれども、前を行っている県に追いつくように頑張っていかなければいけないと考えてございますので、今後ともそのような観点で御指導、御鞭撻をいただければと思っております。

(明野最終処分場について)

白井委員

別の質問。環境のことですが、明野のことを最近私どもは、あるいは私は当局から説明を受けていない。報道なんかによると、代表の何とかいう方は、ひかれてもいいから反対をするんだというふうなことの報道が出ておったけれども、今、県が明野の処分場に対する、まだまだあそこには10年間という約束期限もあるし、相当の巨額が必要だと言われているんだけど、その明野の処分場のことについて、概略でいいですから。新聞にはともかく、言ってみれば、トラックにひかれて殺されてもいいから反対するんだというふうな殺されるという文字は報道にはありませんけれども、そういうふうな責任者のコメントまで私は新聞だかテレビで見聞していますけれども、どんなふうな状況なんですか。そんなこと新聞や報道で知れと言うのか、丁寧な説明が私は必要ではないか、議会に対してと思うけれども、委員長に説明があったかどうか知らない。私は一切聞いてないので、今現のことをしっかり報告してほしいなと思います。以上。

笹本環境整備課長 明野の環境整備センターの状況ということですがけれども、4月のたしか15日だったかと思えますけれども、予算説明会の際に、環境整備センター、最終覆土の工事の発注の準備をしているということで御報告をさせていただいております、その後、委員会のほうには御説明しておりませんでした。申しわけありませんでした。

一応、現在の状況ということで、最終覆土の工事につきましては、5月1日から3月31日までの工期ということで工事に入っております。それで、工事の進捗状況につきましては、5月の半ばから廃棄物の埋め戻しの工事ということで、調査のために掘り起こした廃棄物を埋め戻す工事を行っております、6月の半ばぐらいで埋め戻しのほうが終わっている状況ということです。

埋め戻しの工事と並行しまして、最終覆土といたしまして、処分場の廃棄物を埋めたところに最終的に土を覆土すると。公害防止協定で1メートル以上ということになっておりますけれども、その工事を先般から取りかかって実際に覆土を始めたところだったんですけれども、その段階で明野の対策協の方々が、最終覆土をしては困るということで、覆土置き場と処分場をつなぐ通路のところのトラックの通行を妨害するという抗議行動を先週の水曜日から始めております。

今、白井委員がおっしゃられた、ひかれてもというのは、代表が先週金曜日、抗議ということでこちらのほうに来て話し合いをして、処分場が安全であることを納得するまで最終覆土をしないように申し入れをしに参りました。県のほうでは、最終覆土というのは廃棄物の飛散防止のためにやらなければいけないということで国の基準で決まっておりますので、それはどうしてもやらなければいけないということで、妨害をやめるようにと申し入れをしたところです。

その話し合いを受けるかどうかというのは、現在、内部で協議をして、できればきょうにでも回答したいと考えております。以上です。

白井委員

最後にね。いわゆる地元との協定の中に、10年間のフォローをしていくという、たしか10年という期限があるわけだね。仄聞するところによると、1

0年間まだ、半端じゃない、億単位のお金がかかると。その協定の中身、あるいはお金が何でかかるのか、これはもう時間もないから、後で報告してください。以上です。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 先ほどの10年の職員数の推移でございますけれども、申しわけございません、全体で、平成16年が451名、それから、平成26年が366名、部の全体でございます。このうち、先ほど林業職182名というふうに申し上げましたけれども、それ以外に、土木からの出向者等もございまして、交流職員あるいは土木からおいでいただいているというような方もいらっしゃいまして、全体では210名でございます。これは26年でございます。平成16年が263名でございます。なお、このうちには、いわゆる行政事務職が入っておりませんので、申しわけございません、職員数、それから、その他林業の総生産、林道費等の10年間の推移、人員については行政事務職も含めて表をつくりまして、後ほど提出させていただきたいと思っております。ぜひ御了解いただきたいと思っております。

桜本委員長 最後に委員長より申し上げます。委員からの質問については、テーブルに着いていない方もおいでになりますので、できるだけそれは速やかに、質問等資料がないものは、この期間中に質問に答えられるようなそういった姿勢でいてください。

主な質疑等 県土整備部関係

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(除排雪体制整備事業費について)

石井委員 先日自民党・県民クラブの白壁議員から、杉山議員の一般質問に関しまして関連質問等がありましたが、改めてまたちょっとお伺いしたいと思っております。今回、2,900万余円のロータリ除雪車を1台購入するということですが、例えば県所有の機械、またあるいは民間所有も含めて、県内にはどのくらいの性能を持つ除雪車があるか、まず伺いたいと思っております。

三浦道路管理課長 県所有ではありませんが、道路公社にスバルラインを除雪するためのロータリ除雪車が1台ございます。あとは、各路線を区間を決めて委託業者に毎年委託して除雪をお願いしている現状です。

石井委員 わかりました。今回機種を選定する際、どのようにして決めたのか、また、購入する除雪車は具体的にどの程度の性能があるか、あわせて伺いたいと思っております。

三浦道路管理課長 これまでは各区間を区切って委託業者に委託して、グレーダーとかホイールローダーなどで除雪をしてまいりました。それで大きなトラブルもなかったところ、この2月の1メートルを超す豪雪でとても対応し切れず、新潟県や北陸地方整備局のテックフォースの応援を求めて除雪に当たったわけです。その

ときにテックフォース、新潟県その他応援してくれた県にロータリ除雪車を派遣していただいて、その効率、威力を我々も実感した次第です。それで、山梨県にもロータリ除雪車を導入すべきじゃないかということで、2月の県議会で補正をいただいて検討してまいった結果、ここでロータリ除雪車を購入しようということを決意いたしました。議会に今お願いをしているわけです。

機種としましては、テックフォースの機種が、除雪幅が1.5メートルのものでして、とりあえずそれを1台整備することによって、効果がどの程度のものかというのを確認しながら対応していきたいということで、とりあえず今回はお願いをした次第でございます。

桜本委員長 三浦課長、何かパンフレットみたいなものはお手元にありますか。とりあえず回覧してください。
(購入機種のパンフレットを委員に回覧した。)

石井委員 それでは続けてその間にお伺いします。
県下、非常に急峻な、あるいは狭隘な土地に県道が設置されているわけでございます。特に東部地域あるいは峡南地域等は非常に急峻ということの中で、除雪してもまたすぐに雪崩等によって雪で埋まるというような地域であります。この機械は、高額なものであるということで、何台も整備するという事は非常に大変ではないかと思うわけですが、1台の購入としたその理由をお聞かせいただきたいと思っております。

三浦道路管理課長 テックフォース、その他応援の様子を見ながらいろいろ判断してまいってきたわけですが、当面、その1台によってどの程度効果があるかということを検証しつつ、今後の課題を探るといって様子を見たいと思っております。というのは、今までグレーダーとかタイヤショベルでかいていたんですけども、それらとうまく組み合わせることによってどの程度効率が出るか、また、一口で除雪といっても、道路の幅員、場所、あと、積雪深、短時間にどれだけ降ったかなどにより左右されますので、それらを検証する中でまた次のステップに行きたいという考えを持っています。

石井委員 今回のような豪雪は頻繁にあるとは考えられないと思っています。しかしながら、全体的な除排雪の計画があると思っておりますけれども、それらも含めて御説明いただきたい。

三浦道路管理課長 2月の補正予算でいただきました検討費をもとに、今、道路除排雪計画の策定を始めたところです。それと、4月23日、第1回目の道路除雪対策連絡会議を道路管理者である国交省、NEXCO、県、それから、警察を入れて、会議を立ち上げて、その中でもいろいろ議論をしていきたいと考えております。そういった計画を練る中で、他県の情報とか、そういう機械の性能とか、いろいろ検証しながら、その機械を一番有効に活用するにはどうしたらいいかなど、検討してまいりたいと考えております。

石井委員 今後に向けて大いに検討していただくということでございますが、既存の除雪車と今回購入する除雪車とでどの地域にどのように配置していくのかという問題もあろうかと思っております。県内広いものですから。その点をお伺いします。

三浦道路管理課長 その件につきましては、各地域の過去の積雪状況を気象台のデータを解析

して検討いたしました。その結果、甲府では過去76年のデータをもとにして、20センチ未満の積雪深が49カ年です。それに対し、富士河口湖においては、68年間のデータですが、30センチ以上の積雪が36カ年ということで、全体の53%、半分以上は30センチ以上積もっている。さらに、10センチ未満の積雪はその68年のうちで1年だけで、あとは毎年10センチ以上積もっている。ロータリ除雪車は、少しの積雪深でも除雪できないことはないですけども、10センチから威力を発揮することができますので、総合的に勘案しまして、富士北麓地域に1台配置し、そこを中心とした幹線道路の除雪をロータリ車で対応していこうと考えております。

石井委員 それでは、最後になりますけれども、今回の除雪につきましては、新潟あるいは長野県、あるいは自衛隊等の要請をしながら対応していただきました。迅速な対応だと思っておりますけれども、交通網の停滞ということで、市民からいろいろなお話を耳にしているわけでございます。富士北麓に配置されるということでございますけれども、できるだけ有効に活用して生かしていただいて、連携を密にしながら1日も早い除雪ができるようお願いしたいと思っております。以上で終わらせていただきます。

三浦道路管理課長 委員の御指摘を真摯に受けとめまして、今から会議や計画の中でしっかり検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

久保田委員 北麓地区は大雪が降る、それは間違いありません。除雪については、各市町村は土建会社と契約をしていると思います。だけど、重機はリースなので持っていないということで、2日ぐらいたってからかき始めた。また、交差点のところでUターンすると、交差点のところを山盛りにしていってしまう。結果、道路が通れなくなり、私も持っている重機でかいたという経過もあります。やはり、特殊な車両というのは運転手もすぐできるものじゃないです。運転手はどういう人を雇うんですかね。

三浦道路管理課長 ロータリ除雪車も大型特殊自動車ということで、特殊の免許を持っていないければ当然できません。グレーダーもホイールローダーももちろん特殊車両で、免許を持っていないければ運転できないんですけども、免許さえ持っていればロータリ除雪車を運転できるかということ、そうもいかないようです。やはり雪国でもいろいろな技能研修等をして対応していると聞いております。新潟県から応援をいただいたときに相談をさせていただいたのですが、新潟県も力をかしてくださるような話もあります。ロータリ除雪車の運転手は、県内でそういう特殊の運転技能を持った人がいる業者に委託をするのが前提だと思います。委託をしたら、その後しっかり研修をし、なれていただいて、スムーズに除雪態勢に入れるようにしていきたいと考えております。

久保田委員 それはよくわかりました。やはり1台で山梨県下を除雪することは無理ということですね。私の希望というか要望ですけども、各市町村にタイヤショベルやブルドーザー等を2台くらい預けておいてほしい。各市町村には土木担当課があり、運転オペレーターもいますし、ほかにも使い道もありますので、今、建設会社はリース業者と契約していて、実際には機械を持ってないので、そういうことを要望して終わります。

三浦道路管理課長 先ほど申しましたように、県でもいろいろ調整会議を立ち上げて、その中

で市町村の意見も聞いてそれに反映させていこうと思っています。今の委員の御指摘のことについても、地元に掲げかけたりしまして、意見を拾って対応してまいりたいと思っています。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第110号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 県道の路線の認定及び廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(県営住宅の指定管理者制度への移行について)

大柴委員 県営住宅の指定管理者制度について伺います。私どもが会派で宮崎県のほうに政務調査に行きまして、宮崎県では住宅供給公社が段階的に管理代行制度から指定管理制度へと移行して、現在全てを指定管理者制度としていることになっているわけです。うちの会派の代表質問で皆川議員がこのことに対して質問をいたしまして、段階的な移行について検討を進めるといったような趣旨の答弁があったと思っています。いずれ公社の解散はもう決まっていることでもありまして、25年も向こうの話ですが、今からこういうことを考えていけないといけないと思うんですけれども、スケジュールはどのような形になっていますか。

笠井建築住宅課長 公社の県営住宅の管理につきましては、指定管理等への移行は平成35年を目途に進めるということで、住宅供給公社の第二次改革プランの中で、今後10年後を目途に指定管理等へ移行していくということを検討すると位置づけてございます。

大柴委員 それはもうよくわかっているんです。その間、皆さんのほうはどんどん人がかわっていってしまうわけですね。だから、ある程度スケジュールを見せておいてくれないと、我々としてもチェックのしようもないですし。その辺のところはいつスケジュールを組んでやるのか、もしも組んであるとすれば教えてもらいたいということです。

笠井建築住宅課長 委員も宮崎のほうへ視察に行かれましたけれども、我々のほうも先日、宮崎のほうへ勉強に行っていました。このように先進県の事例の情報を集めながら、今後35年の移行に向けてどのようなスケジュールで進めるかというものを今年度中ぐらいにはある程度つくりたいと思っています。

大柴委員 スケジュールに関してはしっかり組んでいただいて、みんなにわかるようにしてもらいたいと思います。

あと、住宅供給公社が当面存続しているということは私たちもよくわかっているわけです。性急な変更はないかもしれないんですけども、宮崎のように段階的にやっている事例を考えますと、まず我々も1団地で実施してみるとか、一部ずつ変更していくとか、そんなことも考えるべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

笠井建築住宅課長 その辺も含めまして、ある年にゼロから100に切りかわるのではなく、宮崎の先進例のように、徐々に拡大をしていってシフトするといった形をとらないと、公営住宅の管理について、公社の持っている技術的なノウハウ等が引き継げないと思っておりますので、そういったことも視野に入れながら検討してまいります。

大柴委員 人員のこともあると思うんですね。いきなりやってしまうと全員要らなくなる。徐々に変えていくというような形も大事だと思いますから、そのことをしっかり頭に入れてスケジュール等も組んでやっていただきたいと思います。

(外国人旅行者向けの道路標識について)

次に、外国人旅行者にもわかりやすい道路の案内標識についてお伺いします。観光立県の実現に向けた国を挙げての取り組みが進められている中、昨年、国土交通省では外国人旅行者にもわかりやすい道路案内標識という取り組みをスタートいたしました。国の道路案内標識改善方針では、現在多くの訪日外国人旅行者が訪れている地域、戦略拠点18拠点到、今後、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる地点として地域拠点の31が選定をされているわけでございます。道路案内標識の改善が進められていますけれども、本県において具体的にどのような取り組みが行われているのかお伺いしたいと思います。

三浦道路管理課長 道路標識につきましては、日本語に加えてローマ字併記という従来のスタイルがありましたが、外国人にわかりにくいからということで、英語を併記しようということになっております。委員御指摘のとおり、戦略拠点として全国で18指定される中で、山梨県では富士河口湖町と笛吹市が1つのエリアということで指定されました。富士山の世界文化遺産登録等もありまして、富士山周辺地域には今、外国人が大勢きているということもあり、この戦略拠点以外に、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村を加えた計6市町村など、先行的に取り組んでいるところでございます。現在、6市町村の案内標識について課題があるだろうというものにつきましては、現在の調査で約130枚ぐらいの標識がその課題の対象になるということを把握したところでございます。今後、市町村と協議を十分詰める中で改善を実施していく予定でございます。

大柴委員 道路案内標識の改善方針は都道府県にも配布されたようではございますけれども、道路標識はその数の多さもありますから、短期的に改善を完了することは難しいこ

とだと思っております。このため、道路ごと、またはさっき言われたようにエリアごとの優先順位、外国人が来るところの優先順位をしっかりとつけていただいて、計画的に整備を進めていただくことが必要だと考えておりますけれども、県はその辺はいかがですか。

三浦道路管理課長 先行的に取り組む6市町村につきましては、ある程度計画が煮詰まっておりますので、今年度中に改善を実施し完了する予定でございます。また、県内全域で観光客が増加しているということから、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定もあり、今後さらに増加が見込まれるということを踏まえて、改善対象地域を県下全域に広げて、委員御指摘のとおり優先順位等に配慮しながら、今年度から3カ年をめどに完了してまいりたいと考えております。

大柴委員 わかりました。おもてなし条例もありますから、しっかりと観光に力を入れていただいて、標識のほうも外国人がよくわかるようにお願いします。

(舞鶴城公園の管理について)

次に、舞鶴城公園の管理についてお聞きします。甲府市民の憩いの場所であり、甲府市中心街の観光の目玉であります舞鶴城公園ですけれども、長い年月をかけまして着実に整備が進んでまいりました。一昨年には鉄門が完成して公開もされ、ますます史跡としての魅力が向上したわけです。

この中で問題点といいますか、残念な点は、駐車場がないということだと思っております。大規模な城跡には珍しく、公園の駐車場が全然整備されていない。マイカーに至っては一般のところへ行くというような形ですから、他県から来た人はマイカーをどこに置いたらいいかというのがわからないというのもあります。そしてまた、観光バスにおきましては、本当に申しわけ程度に4台5台とかあるんですけれども、これが通常は施錠されており、事前連絡すればあけてくれる、もしくは、駐車場へ来て看板を見て、電話をすればあけてくれるというような状態です。

私も前、観光会社にいたこともありますので、とにかくお客様というのは急に行こう、見に行こうということを言われますから、おもてなし条例でおもてなしをしっかりとやろうという県が、これではおもてなしのかけらもないように私は思うんですけれども、その辺はいかがですか。

望月都市計画課長 現在、舞鶴城公園には大型バス8台分の駐車場と体の不自由な方専用の駐車スペースがございます。また、マイカー用駐車場につきましては、周辺に民間の駐車場が多数あることから、その影響に配慮し、整備は行ってまいりませんでした。駐車場の整備につきましては、昨年度より県と市による甲府駅南口周辺地域修景計画推進会議において甲府城周辺地域の整備の方向性について検討しておりますので、今後はこの中で駐車場の必要性についても十分議論してまいりたいと考えております。

大柴委員 修景計画のことはもう何回も聞いてよくわかっているんですけれども、甲府市というか山梨県は、今、「花子とアン」で全国的に有名になっておりまして、このために多くの観光客の方に足を運んでいただいているわけでございます。その中で、甲府城を見たいという人がたくさんいると思うんです。そういうときに一般の駐車場をもっとわかりやすくしたりとか、バスの駐車場も改善をしていかないと、3年後の話では今あした困るわけです。「花子とアン」の影響であしたにも観光客が来ることありますから、その辺のところも早急に考えて

いただきたいんですけども、その辺いかがですか。

望月都市計画課長 委員御指摘のとおり、これまではマイカー用駐車場への案内がございませんで、初めて公園を訪れる方にはわかりにくかったのではないかと思います。今後は公園利用者への一層の利便性を図るために、公園の駐車場へ地図の設置をしたり、県のホームページへマイカー用駐車場の地図を掲載したりするなどできないかについて検討してまいりたいと考えております。

また、大型バス駐車場の利用方法については、これまでも県のホームページややまなし観光推進機構の富士の国やまなし観光ネットのホームページへの掲載、それから、公園パンフレットへの明示及び駐車場への案内看板の設置など周知には努めてまいったところでございます。今後も各ホームページにつきまして、検索方法や掲載内容についてさらなる充実を図るとともに、山梨県バス協会等へ周知を依頼することなどによりまして、これまで以上に利用しやすい駐車場となるよう努めてまいりたいと考えております。

大柴委員

ホームページとかその辺もしっかりやっていただいて。あとは、東京からのお客さんも多いと思います。東京、大阪、この辺もしっかりと案内をやっていただきたいなと思います。

あと1点だけ最後に。舞鶴城公園の東側の通りになるんですけども、ここに2カ所防草シートで覆われたところがあるんです。ここは、通りを歩く人の目につくところでありますので、本来ならば、植木なのか花なのか、お客さんが楽しんでいただけるようなものをしっかり植えるのが一番いいと思うんです。そういうことをやることによって、観光客にもおもてなしの心が感じられるんじゃないかと思います。甲州夢小路から舞鶴城公園へ通じるルート上でもありますので、1日も早く、この防草シートは植栽とかそういうものに切りかえていただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

望月都市計画課長 御指摘の防草シートについては、公園の石垣を補修する前に間詰石の流出状況を確認できるように設置したものでありますけれども、現在は当該箇所の石積みの補修も完了していることから、委員御提案のように、公園の景観を向上させるため植栽などの方策について検討を行ってまいりたいと考えております。

(県営住宅の政策空き家について)

遠藤委員

ただいま県営住宅の件でソフトランディング的な移行をしていくという御答弁をいただいたわけなんですけれども、地元の県営住宅が政策入居とかいうことで入居ができないような状態になっていて、地域の保育所が運営できないような状態になっております。以前は若い方がそこにいたんですけども、そういう方がだんだん年をとってきたところに、新しい方が入ってこないという状況です。保育所は公立で公務員を雇っておりますから、事前にそういうことがわかっていれば臨時職員が何かで対応すると思うんですけども、そういったこともできない状態で、今、開店休業のような感じになっているというふうに地域に影響が出ているんです。

もう1つは、2世の方がその地域の近くの住宅に、将来のお金をたくわえるために入居・利用されるということがあると思うんですけども、そういった方がやはり町外へ出ていく可能性があるということで、政策入居が地域に与える影響が非常に大きいので、この辺をよく考えていただいてやっていただきたいなと。特に地域とは連携をとって連絡を密にしていきたいなと思うんで

すが、いかがでしょうか。

笠井建築住宅課長 委員のお話にあったのは政策空き家だと思います。これは、一定の政策的な目的の中で、県営住宅の入居をストップするという仕組みであります。どのような目的からやっているかということ、建てかえ工事とか修繕工事をする場合に、現在住んでいる人が別のアパートへ移転するための空き家を付近に確保したい、あるいはもうこの団地は古いので建てかえる予定もない、今後用途廃止すると、そういった場合にはそこに政策空き家をかけて入居をとめるということでございます。いずれにせよ不要な政策空き家をかけるようなことはしないように心がけなければいけないことと、それから、早目にわかるようであれば、市町村にも連携してお伝えするなどして取り組んでまいりたいと思います。

遠藤委員 ぜひ綿密に連絡をとっていただきたいと思います。

(道路インフラの整備について)

それからもう1つ、道路インフラ関係の整備についてなんですが、以前私どもの地元で峡南橋という、市川三郷町六郷から身延町中富までかかっている橋があったんですけども、これは地元自治体が持っていたものだったんですが、何年か前に県のほうに移管をされました。これは大規模改修が地元自治体ではもう無理だからという理由だったと思います。もちろん小さい自治体にはそれだけの財力はないし、もちろん県も非常に厳しい財政状況だというのはわかるんですけども、地元自治体が持っている道路インフラには大規模なものが結構あるかと思うんですが、今後これを整備していく必要があるわけです。その辺の考え方についてどのようなお考えを持っているのかお伺いします。

三浦道路管理課長 峡南橋の話は私も存じ上げていまして、トラス橋で大がかりな橋なので維持管理が大変で、中部横断道のインター関連でいろいろ対応ができるということで県に移管された経緯があると聞いています。今の県の橋梁長寿命化もそうなんですが、いろいろな県管理のものを維持管理していくのが厳しい状況があります。それで、昔は市町村のものを県が代行するという代行制度があったんですけども、財政的にすごく厳しいものがありますので、今は専ら維持管理について、今年度、メンテナンス会議というものを国主導で立ち上げて、今後、市町村管理の橋梁のメンテナンスについては、どうやれば維持補修を合理的に簡易的にコスト縮減できるかというところを助言するというところでしばらくは対応させていただきたいと思っています。

遠藤委員 市町村も県も厳しい財政なので、これという妙策はないと思うんですけども、ぜひ知恵を振り絞っていただいて、道路インフラの整備には万全を心がけていただきたいと思います。

三浦道路管理課長 今の遠藤委員のお言葉をかみしめまして、今後、市町村といろいろな連携をとる場面が多々ありますので、しっかりと対応させていただくつもりであります。よろしく願います。ありがとうございました。

(街路樹の管理について)

久保田委員 道路管理について幾つか伺います。以前も伺った街路樹の件ですけども、以前は、街路樹の根本の雑草の除草を計画的にやっているというお答えをいただきましたが、私が見るに、計画的ではない、生えっ放しという感じです。そ

れでまず、県道街路樹に植えてあるのは、以前、国土交通省からの交付金をもらうための要件と聞いていたが、その街路樹が本当に必要なものか、それをお答え願います。

三浦道路管理課長 街路樹の目的としましては、やはり自動車と歩行者を分離して安全性や快適性を保っていく、あとは、大気汚染や騒音その他を回避することによって沿道の良好な生活環境を確保する、景観の向上、いろいろな用途があります。整備する場合は、それらを地元とも十分調整の上、やることが決定しましたら、国土交通省に対しては、交付金というような補助制度がありますので、それらを申請して対応している現状でございます。やみくもに街路樹を植えるというのではなくて、そういった必要性のあるところへ地元と調整の上、国の了解をもらって対応しているという現状でございますので、よろしく了解をお願いしたいと思います。

久保田委員 大体わかりました。

次に、街路樹の根元の雑草や、また枝も伸びたままなど、歩行者や自転車の通行に影響が出ているところがあります。その管理はどうなっているのか、また県が管理する街路樹は何キロぐらいあるんですか。2点お願いします。

三浦道路管理課長 今、委員御指摘のような管理が不備な箇所というのは好ましい形態ではございませんので、出先の各建設事務所に指示をいたしまして徹底するつもりであります。今、街路樹の剪定やら草取り、除草とかそういったことは、各建設事務所が業者に委託をして維持管理をしております。職員がパトロールで発見してふぐあいがあったときは対応しているんですけども、委員御指摘のような不備があるということなので、今度確認をしまして対応していきたいと考えております。

あとは、延長でございますけれども、県の管理道路の延長は179路線で1,843キロでございます。街路樹の延長につきましては、個々に拾って積み上げておりませんので、ここではお答えできません。申しわけございません。

久保田委員 距離数も出ないということは、当然管理もよくわからないということじゃないかなと思うんです。街路樹は年3回ぐらい管理をしなければ維持は無理なんですよね。我々も白根町時代から、アダプト・プログラムという里親制度で管理をしていました。町、市の財政で根本に花を植えたりなど、ボランティアでやっておりましたけれども、高齢化でボランティアのほとんどが80歳になったということで、二、三年前に解散しました。

県で低木を植えてくれたんですけども、植えたときはきれいなんですけれども、やはり水やりをしない。たまに管理する業者も来ましたけれども、枯れたのは抜いてそのまま。幹線道路はいいんですけども、横にある県道はそのまま、草ぼうぼう。今、旧白根町のことを知っているんですけども、真ん中の分離帯も我々が言わなければ刈らない。低木は全部枯れてしまって。特殊な処理をしたところ、二、三年はよかったんですけども、今は1メートルの草だけです。我々が黙っていればそのまま放っておかれます。

そうやってパトロールしているんだったらよく見てほしい。また、枝も見てほしい。路線が違うのかわからないけれど、開国橋西と東は全然管理が違うんですよ。東はすばらしく管理してあるんですけども、西は草ぼうぼう。それは本当です。よく見てください。この間、低木の下を刈っていましたが、真ん中は草ぼうぼうです。それが白根だけじゃなくて、山梨県下ですから、あ

ちこちあるんじゃないかなと思うんです。よく管理してほしいと思います。

(道路の白線について)

また、この間も住民に言われたんですけども、県道の白線、県ばかりじゃなくて市道も国道もですけども、白線が薄くなって見えない箇所があります。夜なんか、本当に見えないんですよ。危ないという指摘を受けたんですけども、今どのような形で管理しているんですか。

三浦道路管理課長 白線につきましても、日常のパトロール等で確認をして、薄くなったところや、手直ししなければならぬところを対応することになっていまして、その都度、白線を引く業者に発注して対応している状況です。また、アルプス通りで1件、住民の方からの御指摘がありましたので、建設事務所の担当が出向いて話を聞き、対応させていただいたこともあります。

先ほどから委員御指摘の街路樹の草の話もですけども、この白線につきましても、整備されているところとされていないところがあってはよくありませんので、県下一律、さらにパトロールを強化して、きめ細かい対応、住民と密着した対応を心がけていきたいと考えております。

久保田委員 三浦課長が言ったのを信じて、ぜひお願いしたいと思います。

これで質問を終わりますけれど、やはり管理の行き届かないところは、今、課長がお話しされたとおり、よく建設事務所等と意見交換しながらやっていただきたいと思います。お願いします。以上で終わります。

三浦道路管理課長 しっかり肝に銘じて対応させていただきます。ありがとうございました。

久保田委員 よく覚えておきます。

(河川維持管理について)

小越委員 本会議の折りに大柴議員からも質問がありました河川のしゅんせつ、泥上げ、草刈りについてまずお伺いします。台風シーズンがやってくるので、河川改修、準備しながら進めていると思うんですけども、河川改修だけでは間に合わずに、地域の皆さんからは、河川のしゅんせつ、泥上げ、草刈りをしたほうが、河川改修を待たずに、モアベターですけども、まだいいんじゃないかという声がたくさんあります。山梨県内、その要望がどのくらいあるのか。先ほどもありましたけれども、しゅんせつが必要なところは何カ所とか、何キロとかわかるでしょうか。

水上治水課長 しゅんせつ、草刈り等につきましては、今この時点で数字的なものはつかんでございませんが、各建設事務所ごとに、それぞれ御要望と、現地を調査する中で緊急性の高いところから実施していくというのが現状でございます。

小越委員 それはパーセンテージで1年間に、要望したものの大体全部100%応えていらっしゃるのでしょうか。

水上治水課長 要望の100%を対応できている状況ではございません。

小越委員 それはなぜ100%応えられないのか。ほかの市町村もそうですけれども、甲府市内は内水の対策で河川の泥上げをやっていけば少しはいいんじゃないか

というところもあります。甲府市内に限らず、各自治体、市町村単位で河川の泥上げや河川に親しむ清掃活動しておりますけれども、高齢化によりましてなかなかそこに手がつかない。逆にそこでけがをしてしまうからやめましょうという話もあります。この中で全部応えていないというのはなぜなのか。河川改修がなかなか進まない中で、しゅんせつや草刈り、泥上げを少しでもやれば、モアベターですけれども、まだ安心できるんじゃないでしょうか。なぜできないんですか。

水上治水課長　まず予算的な問題がございます。それから土砂です。土砂というのは、大雨が来ればその都度堆積するという状況がございます。草刈りにつきましても、非常に草が生える。それから、委員が御指摘のとおり、地域の方々に今までお願いしてやってきていただいたものについても、やはり地域の事情等からその辺も大変になっているような状態でございます。

小越委員　それだけ危ないことを把握しているのであれば、予算をとって、本当は毎年やっていかないと、土砂は堆積していきますし、草は毎年生えます。その中には全部応えられないということになりますと、河川改修がなかなか一朝一夕にできない中では、しゅんせつの工事予算をもっとふやして、地域の要望に応えていただきたいと思っております。

(緊急経済対策の効果について)

2番目に行きます。昨年度、一昨年度、公共事業で景気対策をということで公共事業予算が多く計上されました。これこそ費用対効果だと思うんですけども、昨年、それから、一昨年、ほとんど補正予算の分を繰り越してまいりました。本予算の分も含めて繰り越ししてきたものが多いと思うんですけども、執行状況がどのようになっているのか。繰り越してそのままになっているのか、いつまでにそれを執行できる予定なのか、まずお聞きします。

清水県土整備総務課長　まず24年度の補正予算に係るものでございますけれども、100%執行済みとなっております。それから、25年度の補正に係るもの、本年の2月に補正をしてございますけれども、5月末現在で66.4%の執行率となっております。

小越委員　ということは、多分今年度中に、補正予算、それから、本予算も含めて執行できるというふうに理解をしたいと思います。

それで、お伺いするんですけども、公共事業で景気対策という中で、景気がよくなるというのは、建設労働者、建設業の皆さんのもうけ、利益がふえる、賃金がふえることが一番だと思うんです。それで、平成24年と平成26年の労務単価を見比べますと、平成24年の山梨の労務単価、例えば鉄筋工ですけれども、1万7,100円、26年度は2万2,000円、5,000円ぐらい上がっているわけです。全職種が上がっております。山梨県の労務単価が上がっていく中で、実際の建設業につかれていらっしゃる方の賃金は、公共事業で経済対策と言っていたくらいですから、どのぐらい上がっているんでしょうか。

手塚技術管理課長　委員がおっしゃいましたように、労務単価のアップは27%とか30%になっております。請負業者の技能労働者の給料への波及でございますが、現段階では把握はできておりません。今後、今年10月にもございますが、労務単価の調査がございます。元請業者、下請業者、孫請業者の賃金台帳を調査いた

しますので、その段階で把握できるものと考えております。

小越委員 把握できていないということになりますと、公共事業で景気対策をして、建設労働者の賃金が上がっているかどうかわからない。元請、下請、孫請のところを含めると、どの程度上がっているのか把握はしていないし、これから、元請だけでなく、下請、孫請、そこまで把握するという予定はないんですか。

手塚技術管理課長 労務単価がアップした去年4月の段階で、ある程度大きな業者からヒアリングをいたしました。その結果は、今まで疲弊した経営状況にあることからすぐには改善できないけれども、改善していきたいという意見もございました。現段階では、先ほど申しましたように、どの会社、どの技能労働者がどのくらいアップしたという数字は具体には調べてございませんが、こういう状況でございますので、建設業界のほうも状況を把握していると思いますので、期待しております。

小越委員 期待じゃなくて、ぜひそれを実際どうなっているのか確認をしてください。どうしたら建設労働者の賃金が上がるか。せっかく経済対策で公共事業をやっているわけですから、その賃金が上がらないと景気対策にならないわけです。そこをぜひ調べていただきたいと思います。

(1社入札について)

それで、もう1点お伺いします。いただきました工事入札契約報告書、毎回いただくんですけども、応札状況は1社がほとんどです。どうしてこんなに今、応札が少ないのか。実際、応札と一緒に参加している数も少なくなっていますし、応札と参加の数が違うところもありますけれども、大体おしなべて応札が1社というのがほとんどです。まれに2とかありますけれども、どうしてこんなに応札する、手を挙げる業者が少ないんでしょうか。

桜本委員長 小越委員、ちなみに何月の資料ですか。

小越委員 これですか。2月22日、直近のものです。

手塚技術管理課長 1社入札につきまして、ある程度情報をとったところでは、技術者の配置が難しい。それから、公告を受けたときには、数社手が挙がるんですけども、入札のときにはやはり違う仕事に技術者を回すとか、いろいろな状況があり、結果的に1社入札という状況がございます。

小越委員 県の調べた調査、県のホームページから見た入札監視委員会資料によりますと、例えば土木一式の平成24年2月現在、土木一式平均応札者数、中北でいきますと4.17、全県でいきますと3.25です。それが直近の平成26年5月にいきますとぐっと減りまして、土木一式、平成25年通年で中北は1.96、そして、全県でも1.78です。平成22年4.17から、平成25年通年1.96、半分以下になっております。それと同時に、落札率を見ますと、平均落札率、平成22年は94.42%でした。今回は平成25年度通年96.47%。つまり、この傾向からいいますと、平均応札事業者が少ないと落札率が高くなる、手を挙げる業者が多いほど落札率は低くなる、こういう傾向にあるということがわかったんですけども、これはどうしてそういうふうになるんでしょうか。どうお考えですか、この傾向を。

手塚技術管理課長 まず落札率でございますが、やはり資材単価が高騰いたしております。当然、一月ぐらいで上がる資材もございますので、予定価格に対して応札価格がかなり高目の数字でないと利潤が得られないということで落札率が上がっていると判断いたします。あとは、平均応札者数でございますが、先ほど申しましたように、工事の発注件数がある程度出ており、技術者の数が限られておりますので、受ける側が仕事を選んで受注しているということで、平均応札者数も減っていると判断いたします。

小越委員 今は本当に少なく1.78ですけれども、前の22年、23年のときも、入札、応札の数がだんだん減っている、入札参加が少なくなっているということで、県はアンケートをとっております。公告内容を確認した結果、入札参加に至らなかった理由について、アンケート結果がホームページに載っています。

平成23年だと思っておりますけれども、その一番大きい理由は、利益率が低いまたは赤字になるおそれがあると判断したため手を挙げなかったというのが55.6%、土木工事で聞きますと64.4%です。もうからないとなると、何のために経済対策をやっているのか。だから手を挙げなくなるということになりますと、大きな矛盾になってくると思っております。今、応札の業者の数が減っていく中で、技術者が少ないとか、資材が少ない、それだけでいいんでしょうか。実際にどうしたら手を挙げてくれるのか、どういう点を考慮したらもっと入札に手を挙げる人が出てくるのか、そういうところのアンケートなり県の検討策というのはないんでしょうか。

手塚技術管理課長 検討策ということでございますが、まず予定価格がある程度受注者側の数字に合うようにするには、やはり最新の新しい単価で積算するということが必要だと思います。まず我々は積算する段階で適切な予定価格が組めるよう対応していきたいと考えています。

あとは、アンケート等ということでございますが、今のところそういうことをする予定はございません。

小越委員 例えば公共事業と民間、どちらに先に手を挙げるかというのは、どちらがもうかるかということをやっぴり考えるわけですよね。23年のときには、もうからないから手を挙げないというのが一番多かったんです。55%です。今回はそういうことはないとお考えなんですか。だったら、どうやったらもっと手を挙げてくれるのか、技術者の不足とか資材単価、それはこれからずっと続くわけです。東日本の復興も続きます。そうすると、景気対策で本当に好循環な公共事業が生まれるかどうかということを含めると、どうやったらもっと手を挙げてくれる業者がふえるのか、そして、労務単価をどうやって上げるのかということを実際に考えないと、費用対効果のことを考えると、金をかけたけど、全体の景気が、建設業の業者の賃金が上がらなくなってしまうと思っておりますけれども、その点はいかがお考えかお伺いしたいです。

手塚技術管理課長 同じ回答になりますけれども、まず予定価格が状況に応じた適切な価格になるよう、発注者側としても考えていきたいと思っております。あと、応札者数が少ない点は原因をよく分析いたしまして、例えば公告の条件が厳しいのか、それとも、技術者に負担がかかっているのか、入札方式が困難なのか、そういうものを検証して対応していくことが必要だと考えております。

小越委員 最後に。私が言いたいのは、公共事業で経済対策として巨額のお金を打ったわけです。それがどうなっているのか検証していただきたいと思っているんです。そうしないと、本当にこれが必要だったのか、どうしたらいいのかということを含めて、せっかく景気対策をしているわけですから、ほかの公共3部もありますので、県土整備部はぜひともそこを連携していただいて、本当にこれが費用をかけて効果があったのかどうか、どこが足りないのかを検証してもらいたいということをお願いしておきます。

手塚技術管理課長 委員おっしゃいましたように、その効果でございますが、まず国土交通省は今年7月に既に決定している労務単価についてのフォローアップ、その検証を行うと聞いております。そういう状況を注視いたしまして、県においてどのような対応をとるべきか考えていきたいと考えています。

(一級河川古川の改修について)

清水委員 3点ほどございます。

私の地元、葦崎市の龍岡町と大草町の関係の一級河川の古川という河川があるわけでございます。おそらくかなり前から工事をやっていると思うわけでございますけれども、現在の改修の状況についてお願いいたします。

水上治水課長 一級河川古川の改修ですけれども、全体計画約2.7キロということで実施しております。現在、国道52号から約1キロ上流までの1.8キロメートルが完成してございます。未改修区間はそこから県道甘利山公園線までの約900メートルとなっておりますが、この区間につきましては現河川を広げるのではなくバイパス河川で計画しております。この区間につきましては、実は現地と公図がかなり違っていたということで、葦崎市にお願いをいたしまして、平成22年度から地図訂正を行いまして、昨年度25年度末に地図訂正が完了してございます。それを受けまして、今年度から本格的に用地交渉を行っております。

清水委員 その区間がバイパスの区間になるということですが、その用地交渉の状況がどうなっているかお願いいたします。

水上治水課長 現在、バイパスの区間の用地を御提供いただきたい地権者の数、総数で37人という規模でございます。しかしながら、現在のところ用地提供に同意のお返事をいただいている方が数人いらっしゃるということでございます。

清水委員 私が思うには、バイパス河川になるということは、新しい水路をつくるということであるから、おそらく用地の同意のできない人もいると思うわけでございますけれども、その辺の事情をお聞かせください。

水上治水課長 同意を得られていない方の同意をいただけない理由ですけれども、まずそもそもバイパスの水路の計画に反対なさっていらっしゃる方がございます。それから、事業用地ということで残地が発生するんですけれども、残地についても買収を希望されているというような方などでございます。

清水委員 これからどのように対応していくのか、その辺もお聞きしたいと思います。

水上治水課長 バイパスの計画の変更はなかなか難しい面もございますので、地権者の方々

に粘り強く事業の御協力をお願いしていきたいと思っております。それから、残地買収等を御要望される方につきましては、隣接いたします耕作者の方など他の地権者の方、あるいは地域の方々と一緒になって解決策を考えていきたいと考えております。

清水委員

ひとつ大変でございましょうが、せっかくあと900メートルの区間ですから、バイパスという点については地元の皆さんの理解をよく求めながら完成をしていただければありがたいなと思っております。

(県道北原下条南割線について)

次の質問をさせていただきます。葦崎市龍岡町と大草町の関係の、県道北原下条南割線でございますが、その地域内に甘利小学校がありまして、その周辺道路の拡張ということで、地元の皆さんからのお話もあるわけでございますが、道路の整備の取り組みの状況についてお願いいたします。

丹澤道路整備課長 ただいま委員から御質問ありました県道北原下条南割線は、国道52号と県道の南アルプス中央線旭バイパスをつなぐ県道かと思っております。ここにつきましては、平成21年ごろ、地元からの要望を受けまして調査等を開始したところでございます。甘利小学校を挟んだ事業区間ということで約900メートル区間の未整備区間について計画をいたしました。ここは2車線整備ができていない区間でございます。小学校の近くでありながら歩道も未整備ということでございますので、県道の現道を拡幅すべきか、あるいは近くの市道を県道に取り込みまして拡幅すべきかという二つ、両案併記をして地元と調整をしてきたという経緯がございます。

清水委員

私もある程度承知しているわけでございますけれども、地元との調整をもう少しよくしてもらおうことをお願いすると同時に、今後のスケジュールについてもどのようになっているかお願いいたします。

丹澤道路整備課長 委員御指摘のとおりでございますが、2つの案について、地元で意見が対立と申しますか、拮抗した経過がございます。この県道が地元の生活道路という側面が非常に強いので、地元の意見をまず優先して整備の方策を決めるべきではないかということで、屈曲部をショートカットするか、あるいは現道のまま行くかという2つの案の中で検討していただいたところ、今までの利用形態等を見まして、現道を拡幅するべきということで地元の意見を集約していただいたという経過になっております。

現在は地元の意見を優先いたしまして、これに基づく路線測量や詳細設計を地元の事務所のほうで進めているところでございます。今年の予定ですと、調査、測量設計をやるということになっておりますので、これが完了次第、また地元の説明会等をいたしまして、用地測量、用地取得という形で進んでいくものと考えております。工事着手になれば、平地の現道拡幅でございますので、支障物件の移転ぐあいなどで大きくスケジュールが左右されますが、地元の合意をいただいたという経過もございまして、用地の取得状況を見ながら、なるべく早く事業を進めていきたいと考えております。

清水委員

そういった地元の意見を尊重しながら事業をすすめてもらうわけでございますけれども、あそこは龍岡町から甘利小学校へ通う生徒が多いわけでございます。通学路の関係もあるわけです。その通学路も今度の工事の中で十分整備し

てもらって、道路が完成するようにお願いします。いつごろ完成する予定でしょうか。

丹澤道路整備課長 委員御指摘のとおりでございます。小学校前後にありながら歩道が未整備、その上、車道も2車線ないということで、地元からも非常に危ないという意見をいただいております。この区間の国道52号より南側になるのでしょうか、こちらについては歩道が整備してございますので、そこから連続して歩道を整備するように事業区間を設定いたしました。甘利小学校を含めて北側に、郵便局、公民館がありますので、そこまで歩道を整備するということが、これはある意味、公安事業という側面もございますので、しっかり取り組んでいきます。

スケジュールでございますが、用地取得がおおむね終了すれば、この距離であれば工事は二年あるいは三年程度で仕上がるだろうと思っておりますので、先ほどお答えしましたとおり、用地の取得をまず急ぐということで、早期の工事着手を目指してまいりたいと考えております。

清水委員 ひとつその辺は十分気をつけながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

(県道葦崎昇仙峡線について)

あと1点最後に、県道の昇仙峡の路線のことでございますけれども、葦崎市宮久保地内の穂坂橋から中央自動車葦崎インターの入り口付近にかけての道路の整備状況等をお願いいたします。

丹澤道路整備課長 県道の葦崎昇仙峡線という路線になります。これは平成20年ごろまでに完了いたしました穂坂橋から葦崎インターチェンジにかけての道路整備でございます。これは穂坂橋完了後、平成21年度に事業化いたしまして、地元にお示ししながらここまで設計等進めてまいりました。

21年に着手なのにまだ工事が入っていない点をお尋ねいただいているかと思うのですが、これにつきましては、私どもの事業が立ち上がってから、市道の計画が入ってまいりまして、この市道の交差位置や交差角度の変更がございまして、設計を調整したという経緯がございます。現在、市道の工事はおおむね完了してまいりまして、市道との交差部から前後、市道の交差点計画に合わせて事業を進めるということで、現在事業中でございます。現在は設計を進めてまいりまして、用地の取得を急いでいるという区間でございます。

清水委員 そこも穂坂小学校の児童の通学路の関係がございまして、その辺の歩道の計画も大丈夫でございませうか。

丹澤道路整備課長 ここも委員指摘のとおりでございます。先ほどの甘利小学校と同じで、穂坂小学校の児童の通学路になっております。迂回する適当な通学路も付近にございませぬので、専らここが小学生の通学路になっておるわけでございます。先ほど申し上げた穂坂橋はもっと市街地寄り、こちらのほうには歩道がついています。今回事業化した区間につきましても、片側ではございますが、2.5メートルの歩道をつけるということにしています。途中、中央道をまたぐ部分とか、いろいろ計画上支障になるものがございまして、そこも何とか工夫をして連続して歩道がつけられるように調整を進めていきたいと思っております。

清水委員 それでは、そのことについての今後のスケジュールについてお願いいたします。

丹澤道路整備課長 先ほどの甘利小学校のところと全く同じでございます、これも現在、用地取得を進めています。ここは先ほどの区間と違いまして、少し用地の取得が進んでおりまして、できれば来年度には一部工事を着手していきたいと思っています。ここは現道拡幅になりますので、逐次用地が取得できたところから部分的にでも拡幅していくということで、来年度は工事着手をしていきたいと考えています。

清水委員 いろいろ御答弁をさせていただいてありがとうございました。これで地元の方皆さんにお話ができます。県土整備部の皆さん、これからもよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

丹澤道路整備課長 ただいま2路線の指摘を受けました。やはりどこの事業も地元の合意形成と用地取得という非常に大きな壁がありますが、事業着手箇所につきましては早期に事業効果の発現が図れるように用地取得等を急ぎまして、早期の完成を目指してまいりたいと思います。今後もよろしく御指導お願いいたします。

清水委員 ありがとうございました。

(新山梨環状道路の北部区間について)

白井委員 新山梨環状道路の北部区間ですけれども、先日も本会議で議論があったように記憶していますが、県施工のその他の区間は、例えば東部区間は今年も5.5キロについて国交省の工事認可があったようですが、北部区間について、今現在の様子をできるだけ詳細に教えてください。

乙守高速道路推進課長 新山梨環状道路の北部区間の現在の状況でございますが、各先生の御協力により25年3月末に都市計画決定が終わってございます。あとは事業化を待つのみという状況になってございまして、昨年度も事業化の要望を国のほうへ出しましたところですが、残念ながら事業化は見送られたということでございます。今年度も引き続き、来年度の事業化を目指して国のほうから新規箇所として要望を出してもらおうということで国へお願いしているところでございます。

白井委員 都市計画決定は既にされているわけですが、毎年このことは、国交省に、あるいは優先順位がどうのこうのとかといって、いまだ見通しさえたっていない。スタートは大変早かったわけですね。にもかかわらず、いまだこんな状況にあると。

私どももいろいろな陳情活動を通じてこのことに関してお願いはずっとしてきておるんですけれども、例えば地方の渋滞解消とか、その他中部横断自動車道とか、いろいろなことをよく言われるけれども、県はこの北部区間について努力がいま一步足りないという気がしてならない。県が毎年毎年、国交省あるいはその他の省庁に要請している中で、なぜいまだこのことについては進捗できてないのかなと。何か私は理由があると思うんです。工事費のこともいろいろと話は聞いていますが、あと一步明らかでない、見通しが明確に言えない、この状況というのは何か原因があるのかなと思うんですけど、いかがですか。

乙守高速道路推進課長 新山梨環状道路につきましては、今回リニアの開業が見えてきたところでございまして、それまでには整備したいという、今、ぎりぎりの状況にな

ってございます。近いうちに事業化しなければリアに間に合わなくなるとい
う状況の中で、今後道路のネットワーク等含めまして、県としても今まで以上
にお願いをしていきたいと思っています。また、今年度につきましては、接続
道路でございます西関東連絡道路のほうもまた延伸の供用がされるというこ
とで、塩山方向からの交通の処理も含めまして、ますます新山梨環状道路の重要
性が増してくることもありますので、今後も国のほうへお願いを続けていき
たいと考えています。

白井委員 西関東連絡は進捗しているのに、この北部区間、直轄事業に限って、スタン
バイはもうとっくに済んでいるにもかかわらず、しかも都市計画決定をすれば、
イコール着手だと我々が想定をしていたにもかかわらず、いまだその可能性す
ら明確でないというのは、何度も言うけれども、どこかに原因があるんじゃな
いかと私は問うているわけだ。

確かに巨額の費用がかかる大工事であることは言うまでもありません。だけ
ど、その巨額の費用がかかる大工事であっても、緒につかないことには進まな
いわけだから、高速道路推進課長も国土交通省御出身だと思うけれども、もう
少し情報を得てもらわんと困るなと思います。どこかに原因があるならば、そ
の原因を何とか解消しなければならないと思うし、またその原因解消のために
我々も微力を尽くしたいと思うんだけど、いかがですか。

乙守高速道路推進課長 ただいまの新山梨環状道路の事業化されない理由というところでござ
いますが、委員の厳しい御指摘を踏まえ、また国にも対応いたしまして、その
辺について今後十分留意しつつ、来年度こそ事業化できるように頑張ってい
きたいと思っています。

白井委員 ぜひよろしくお願いします。

(サブコンの表彰制度について)

山梨県が毎年秋に行っている優良建設業者の表彰に関して尋ねたいと思いま
す。よくゼネコン、サブコンという言葉があるけれども、サブコンに関して何
ら表彰する制度がない。そこで尋ねますが、山梨県は工事を発注すると、担当
職員が当然配置されるわけです。担当職員というのはどの範囲を担当するん
ですか。どこまでの仕事の分掌になるんですか、教えてください。

手塚技術管理課長 我々県の職員は現場で監督いたします。当然、元請の指導、それから、工
程管理、品質管理、それから、請負側の職員の状況の監督をいたします。元請
は下請に請負に出します。そうしますと、現場には下請の業者、それから、さ
らに孫請の業者が入りますけれども、その孫請、下請の業者の指導は、県の監
督の場合は元請を通して行うということになります。ですので、私ども現場の
監督はまず元請の代理人を通して現場の状況を把握するということです。

白井委員 元請の表彰制度というのはあって、毎年何十社も表彰していますね。優良工
事というの？私は下請という会社も皆、すばらしい技術、人格を持った、法人
だと思います。

山梨県の工事を受注したときに、下請名簿を提出しますね。下請名簿とい
うのはどの範囲で提出するんですか。

手塚技術管理課長 元請から1次下請、2次下請とございますが、現段階では2次ぐらいが報

告されます。

白井委員

2次下請というのは、言うなれば、主なる下請会社だと解釈しますよね。

そこで、県の監督員という人は、元請の職員、現場責任者を通じて下請の指導をするとか、下請の実態を掌握するという課長の説明だけれども、現場に足さえ運べば、下請の実態というのはよくわかる。例えばつい二、三日、あるビルの解体工事で現場事故が起きましたね。その解体工事を受けた業者も普通の建設業の中では下請業者ですよ。そういう人たちも何かあるとペナルティーを受ける。ペナルティーというのは、指名停止なり、工事への参加が制限される。何かあると、元請でなくても、下請さえ工事参加が制限される。

私は、例えば何も毎年でなくてもいいけれども、下請であっても、せめて1次下請クラス、一生懸命公共工事に対して努力をしている優秀な下請に対しても私はそういう表彰制度があってもいいんじゃないかなと。陰の人にもたまには光を当ててあげる、陰の人の功労もたたえてあげる、行政のサービスとして一考すべきだと私は訴えますが、いかがですか。

清水県土整備総務課長 下請業者につきましても、ペナルティーだけでなく、表彰等の適切な評価をすることも必要ではないかということは委員のおっしゃるとおりだと思います。現状の方式では客観的な評価をすることは難しいということをお答えさせていただいておりますけれども、委員の御指摘を踏まえまして、再度持ち帰りまして、部内で制度につきましてもよく研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

白井委員

役所は我々もしっかり見てくれていると、我々の仕事に対してもそれなりの評価をしてくれているということ、彼らをたたえてあげることによって彼らにも励みになり、さらに真摯に努力して公共工事に参加したいと思います。冒頭言ったように、何かの機会に表彰があってもいいなと思うので、前向きに真剣に検討してもらいたいということを強く要望しておきます。

清水県土整備総務課長 委員のただいまの御指摘を踏まえまして、部内でよく考えさせていただきます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を8月26日から28日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以上

土木森林環境委員長 桜本 広樹